

第4期秋田県食育推進計画

令和3年3月

(令和4年3月一部改訂)

秋田県

はじめに

「食」は、私たちが命を保つために必要不可欠なものであるとともに、「食」を通じて、「おいしい」、「楽しい」、「嬉しい」と思うことは、私たちが生きる喜びや幸せを感じる瞬間の一つでもあります。

「食」は、生きていく上での基本であり、この大切さを学び、生きる力を育む食育の推進により、食品に関する正しい知識を持ち、健康な食生活を実践するとともに、地域の自然環境や農林水産物を理解し、伝統的な食文化を継承することで、心身の健康増進や地域の活性化につながることを期待されます。

本県では、平成17年11月に、県全体で食育に取り組むため、「食の国あきた」推進運動アクションプログラムを策定したほか、このアクションプログラムの見直しのもと、平成18年から3期にわたり食育基本法に基づいた「秋田県食育推進計画」を策定し、実践的な食育の取組を推進してまいりました。

これまでの取組により、家庭での共食の割合や農業体験活動の実施率、食品の安全性への理解度などは、高い水準を維持しているものの、肥満傾向児やメタボリックシンドロームの割合は高く、野菜の摂取量などは低い傾向にあり、健康寿命の延伸に向けた栄養・食生活の改善に取り組む必要があるほか、地産地消の取組や地域農産物の学校給食での活用を通じて、生産者への理解を深めることも重要となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、外食の機会が減少し、家庭で食事をする機会が増加しているほか、まだ食べられる食品が大量に廃棄されている食品ロスなど、私たちの食を取り巻く環境は変化しており、こうした状況やこれまでの取組の成果・課題を踏まえながら、食育の取組をさらに充実させるため、令和3年度から5か年の「第4期秋田県食育推進計画」を策定いたしました。

本県は、海、山などの雄大な自然と、その中で育まれた四季折々の多様な農林水産物に恵まれているほか、全国に広く知れわたる食材や郷土料理を有しています。

この豊かな食環境の中で、家庭を中心に、教育・保育関係者、農林漁業・食品関連事業者、関係団体、市町村などの各関係機関と連携しながら、食育の推進を図ってまいりますので、県民の皆様の積極的な取組とご協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました「食の国あきた」推進会議委員の皆様をはじめ、ご意見をお寄せくださいました県民の皆様に心からお礼申し上げます。

令和3年3月

秋田県知事 佐竹 敬久

目 次

第 1	策定の趣旨	1
第 2	計画の位置付け	2
第 3	計画の期間	2
第 4	第 3 期計画の取組と現状・課題	3
第 5	食育推進の視点	17
第 6	食育推進のための取組	18
第 7	推進の指標	29
第 8	食育の推進体制	30
	用語解説	31
	食育基本法	35
	「食の国あきた」推進会議設置要綱	45

第1 策定の趣旨

本県では、平成17年11月に「食の国あきた」推進運動アクションプログラムを策定し、食育の取組を始めており、平成18年12月には、このアクションプログラムを見直し、食育基本法に基づいた「秋田県食育推進計画」として位置付けて、食を通じて生きる力を育む食育の普及に努め、平成28年には「第3期秋田県食育推進計画」を策定し、実践的な食育の取組を推進してきました。

これまでの取組により、児童生徒の朝食の摂取率や農業体験活動の実施率は高い割合を維持しているものの、野菜の摂取量や食生活を含めた生活習慣に起因する肥満やメタボリックシンドロームの割合は悪化傾向にあり、健康寿命の延伸に向けた望ましい食生活の実践を引き続き推進する必要があります。また、秋田は、豊かな自然により、多彩な食材と食文化に恵まれており、これらを活用しながら、秋田の食とそれを支える生産者や環境への理解を進めることが重要です。

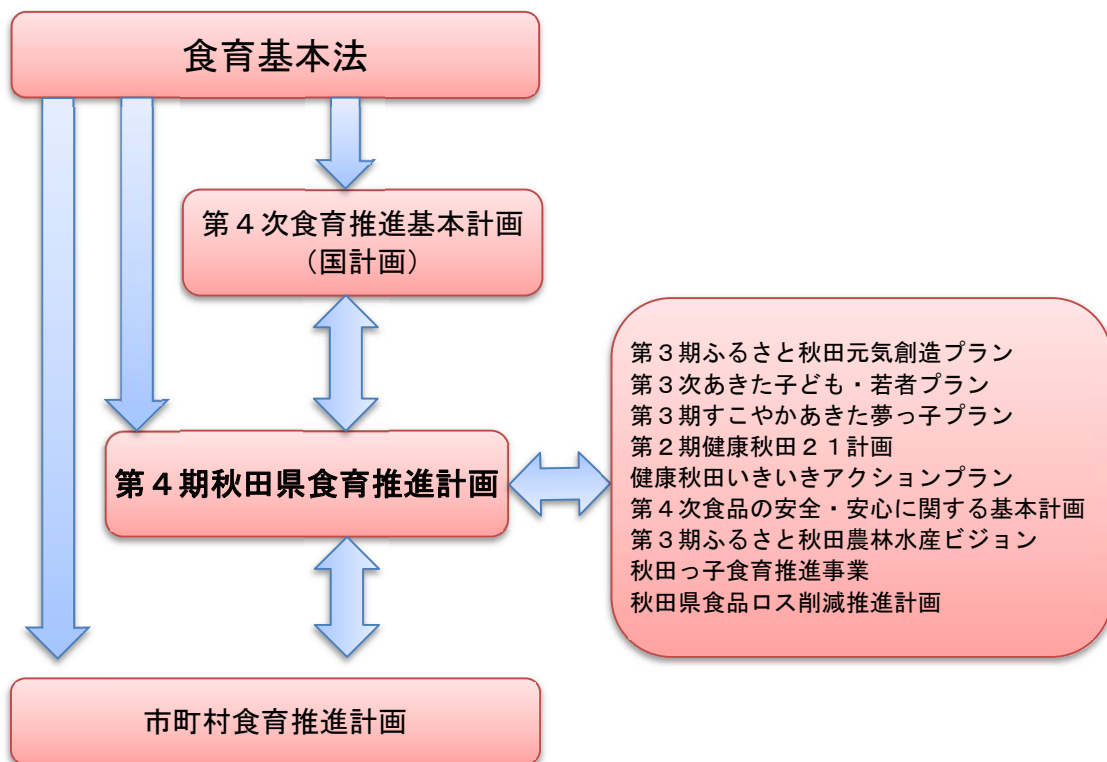
一方、国では、「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を踏まえた、第4次食育推進基本計画の策定や食品ロスの削減の推進に関する法律の施行などにより、経済・社会・環境を巡る広範な課題に向け、各関係分野が連携した視点を持って食育に取り組むこととしています。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、生活を取り巻く環境は大きく変化しており、食生活においても様々な面で影響を与えています。

このような様々な現状・課題を踏まえて、「第3期秋田県食育推進計画」の取組を引き続き踏襲し、子どもから高齢者まで生涯を通じた食育を一層推進するとともに、海山に囲まれ、自然豊かな秋田ならではの体験を通して、秋田県民の生きる力を育むための取組を強化しつつ、新たな課題に対応するため「第4期秋田県食育推進計画」を策定しました。

第2 計画の位置付け

この計画は、秋田県食育推進計画の第4期計画として策定されたもので、食育基本法第17条に基づく都道府県食育推進計画として位置付けられるものです。

県の関係部局所管の関連計画・施策や市町村食育推進計画と整合性を取りながら策定するものです。



第3 計画の期間

この計画の実施期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、期間中であっても、情勢の変化などによって計画の変更が必要になった場合には、適宜見直しを行います。

第4 第3期計画の取組と現状・課題

平成28年3月に策定した第3期秋田県食育推進計画では、「生涯を通じた食育の推進」、「食を通じた健康づくりの推進」、「食品の安全・安心と環境に関する理解の促進」「地域の特性・農産物等を活かした食育の推進」の4つを基本方針として、食育の取組を推進しました。

1 生涯を通じた食育の推進

〈第3期計画における主な取組〉

- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園児とその保護者、高校生、働き盛り世代それぞれの年代にあわせた栄養・食生活改善に関する出前講座を実施しました。
- ・ 子ども達に対して農業体験等を提供する取組団体への支援を実施しました。
- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園等へ、園児の望ましい食環境について、様々な食材に出会うこと、楽しく、おいしく食べることを大切にしながら、食に向かう気持ちを育んでいくことを助言しました。
- ・ ごはん食を中心とした健康的な食生活と秋田米のより一層の消費拡大を推進するため、「ごはんの日」のキャッチフレーズを募集し、そのキャッチフレーズを使用したポスターを作成し、市町村や小中学校、JA、県内量販店等に配布、周知しました。
- ・ 「早寝早起き朝ごはん」フォーラムを秋田県で開催し、啓発に努めました。
- ・ 6月の食育月間に合わせ、食育や健康に関する資料の展示・貸出しを行いました。
- ・ 学校食育推進リーダー研修会を開催し、児童生徒に対する食に関する指導の充実をテーマに実践研究を実施しました。
- ・ 各学校が作成する、食に関する指導の年間指導計画の作成及びその改善について啓発しました。
- ・ 親子を対象とした食育体験や事業者訪問等を行い、エシカル消費についての啓発を実施しました。

〈現状・課題〉

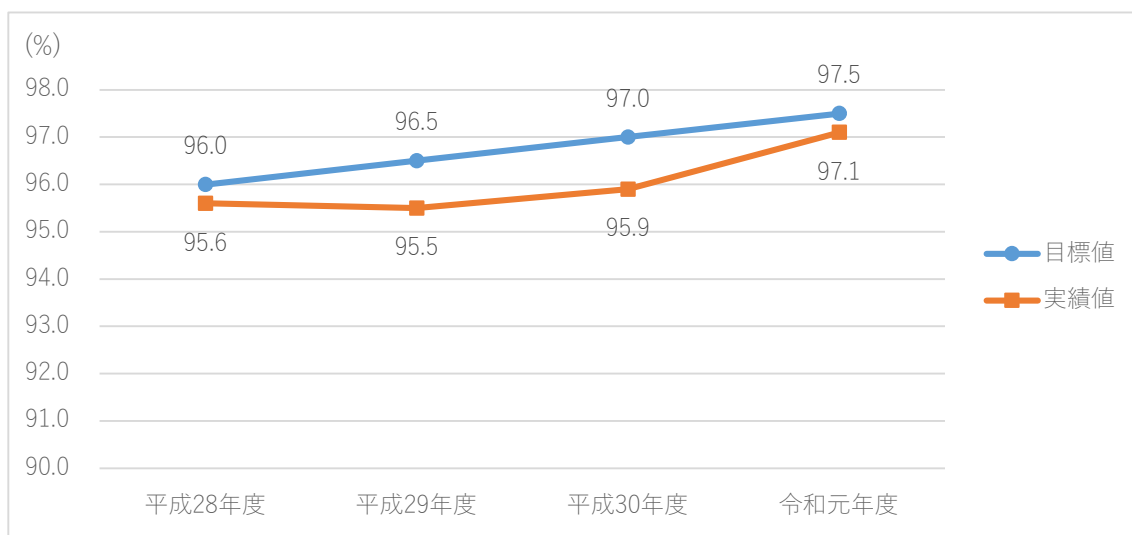
（１）１日１回はみんなでの食事

３歳児の保護者へのアンケート調査によると、１日１回家族で食事をする割合は、令和元年度目標値 97.5 % に対し、97.1 % とわずかに下回っているものの、策定時に比べて上昇傾向にあります。

家族との食事は、コミュニケーションを図り、食や生活に関する知識やマナーを習得する上で重要なことから、継続して取組を推進する必要があります。

また、近年、様々な家族の状況や暮らしの多様化により、家庭での共食が困難な状況にある方も存在することから、地域においても共食の機会が提供できるよう取組を進める必要があります。

１日１回は家族で食事をする割合



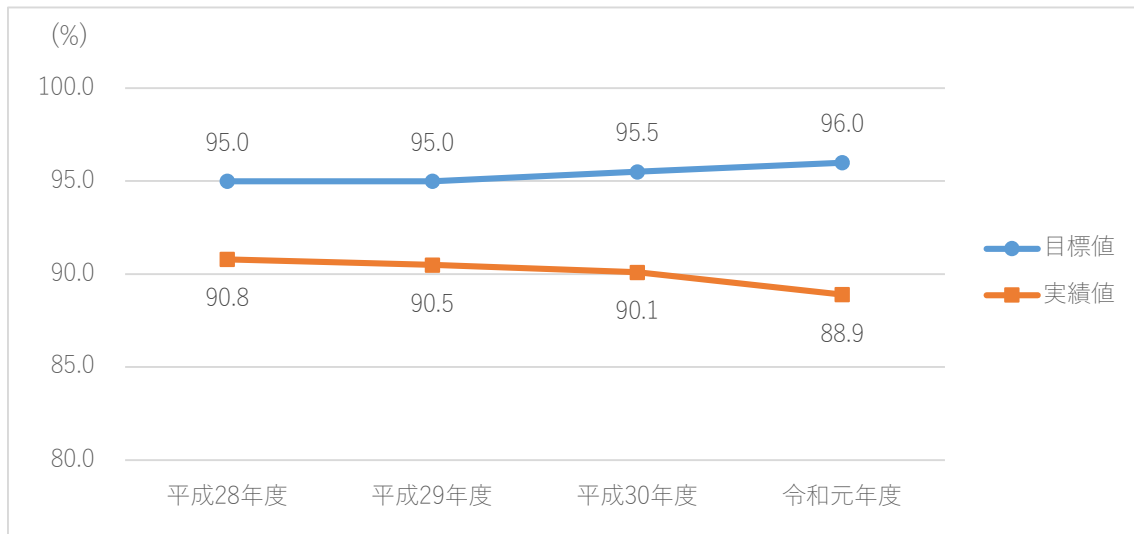
出典：健康福祉部 ３歳児の保護者へのアンケート調査

（２）朝食の摂取

朝食を毎日食べる児童生徒の割合は、学年が進むにつれて低くなる傾向にあり、ここ数年の数値を見ると、全ての校種において横ばい、若しくは若干の減少傾向にあります。これらの背景には、児童生徒を含めた家庭における朝食の重要性の理解不足や、朝食を用意できない家庭環境等も含まれると考えられます。

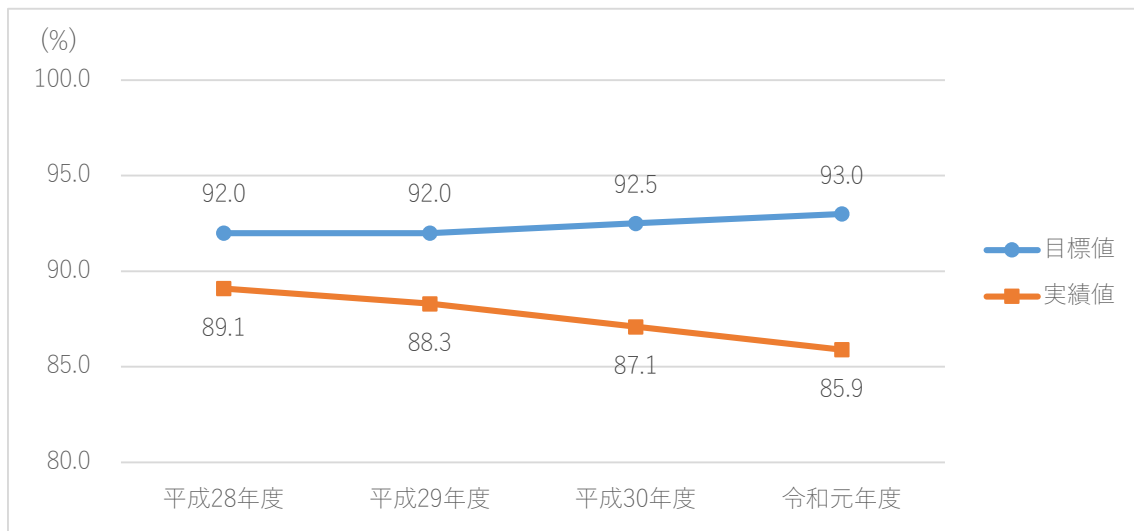
学校と家庭、地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、基本的な生活習慣の大切さについて理解を深め、児童生徒に対して望ましい食習慣を身に付けることができるよう導く必要があります。

朝食を毎日食べる割合（小学校５・６年生）



出典：教育庁 児童生徒のライフスタイル調査

朝食を毎日食べる割合（中学生）



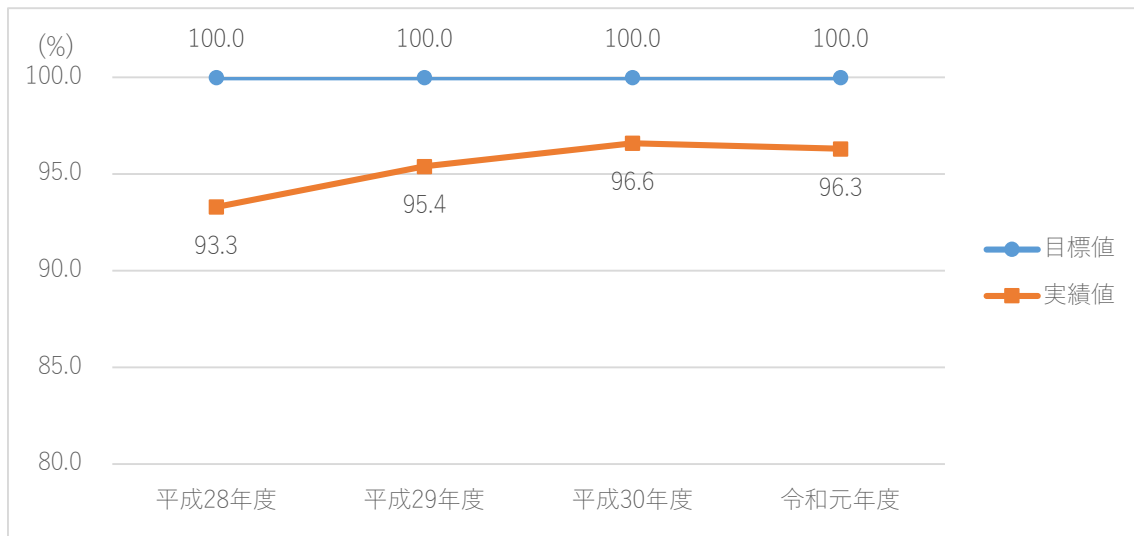
出典：教育庁 児童生徒のライフスタイル調査

（３）農業体験活動

幼稚園・保育所・認定こども園、小学校における農業体験学習の令和元年度実施率は、９６．３％と高い水準にあります。

農業体験学習は、食に対する関心や感謝の気持ちを学ぶ機会となることから、引き続き、農業体験学習の実施を推進する必要があります。

農業体験学習の実施率

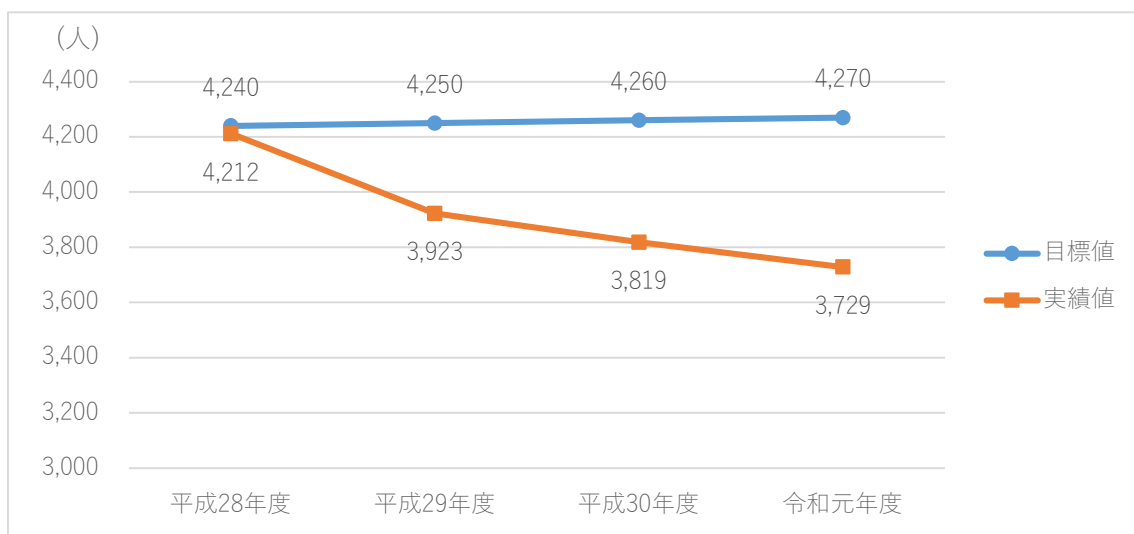


出典：農林水産部 県内の幼稚園・保育所・認定こども園・小学校における農業体験状況調査

地域での体験活動を担う食育ボランティアの登録者数は、令和元年度目標値4,270人に対し、3,729人と下回っており、策定時に比べて減少傾向にあります。

登録団体の会員数減少や登録者の高齢化・活動休止とともに、新規登録者数が伸び悩んでおり、食育に取り組む新たな団体・個人の情報を収集し、地域での食育活動を継続していく必要があります。

食育ボランティア数



出典：健康福祉部 食育ボランティアの活動状況調査

2 食を通じた健康づくりの推進

〈第3期計画における主な取組〉

- ・ 県内スーパー・食品販売店と連携して、特設ブースの設置、レシピの配布・試食等により、野菜摂取についての啓発を実施しました。
- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園等において、給食のサンプル提示や給食だより等を通じた作り方の紹介など、各家庭への周知を行っている園の取組を情報共有しました。
- ・ I Love 秋田産応援フェスタで県産食材を使った料理のレシピ紹介、実演、試食を行い、地産地消の普及を行いました。
- ・ 6月の食育月間に合わせ、食育や健康に関する資料の展示・貸出しを実施しました。（再掲）
- ・ 栄養教諭・学校栄養職員研修会等において、食を通じた健康づくりの推進について、給食の献立作成における「減塩」や「日本人の食事摂取基準」をテーマに研修を実施しました。
- ・ 食物アレルギー対応研修会を開催し、各学校における組織的な対応の重要性について研修を実施しました。

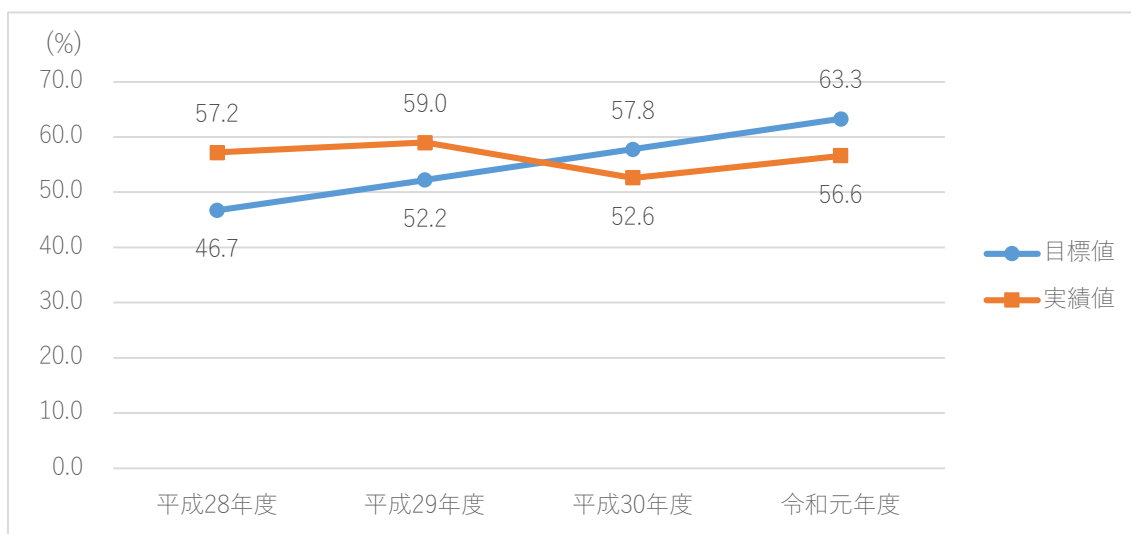
〈現状・課題〉

（1）食事内容のバランス

3歳児の保護者へのアンケート調査によると、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の者の割合は、令和元年度目標値63.3%に対し、56.6%と下回っており、策定時と比較して横ばいとなっています。

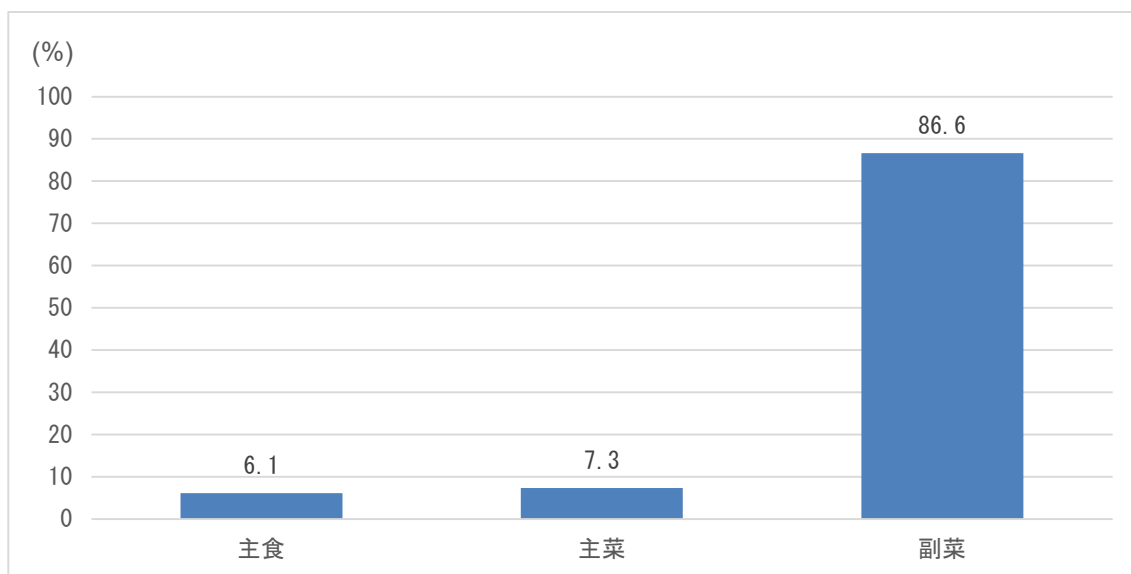
また、30歳代・40歳代の9割近くがバランスのよい食事をする上で、副菜を組み合わせることが難しいとしており、働き盛り世代は、子育てや仕事で忙しいことから、簡単に副菜を摂れるような取組を進める必要があります。

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日1回以上の者の割合（子育て世代）



出典：健康福祉部 3歳児の保護者へのアンケート調査

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事をする上で、組み合わせにくいもの

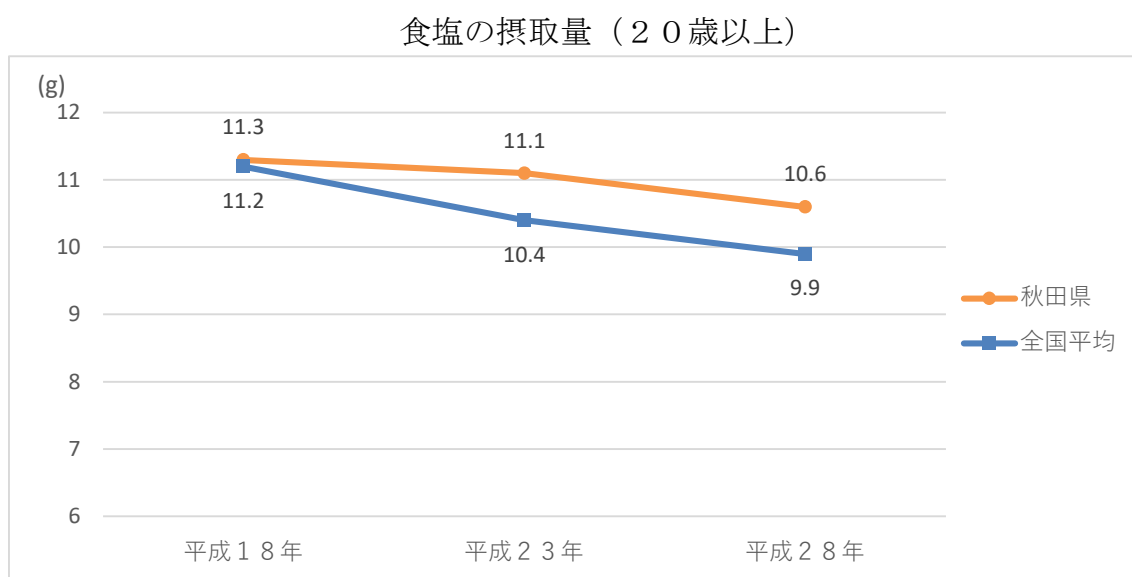


出典：健康福祉部 平成28年度子どもと働き盛り世代の食習慣状況調査

(2) 食塩・野菜の摂取

県民健康・栄養調査によると、食塩の摂取量は、成人1日当たり目標値8g未満に対し、平成28年は10.6gと上回っているものの、前回調査に比べて減少しています。

食塩摂取量は減少傾向にあるものの、目標値を達成しておらず、未だに全国平均に比べ高い状況にあることから、引き続き県民運動として「減塩」の取組を進める必要があります。

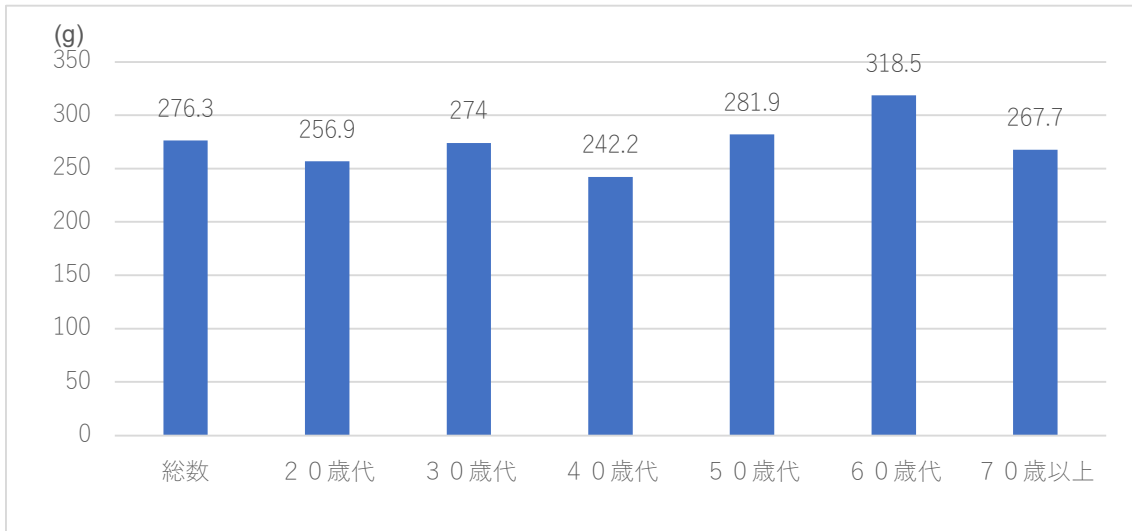


出典：厚生労働省 国民健康・栄養調査、健康福祉部 県民健康・栄養調査

また、野菜摂取量は、成人1日当たり目標値350gに対し、平成28年は、276.3gと下回っており、前回調査に比べて減少しています。

年代別の野菜摂取量をみると、特に20歳代・40歳代の摂取量が少ない状況にあることから、働き盛り世代を中心に「野菜摂取」の取組を進める必要があります。

野菜の摂取量（20歳以上）



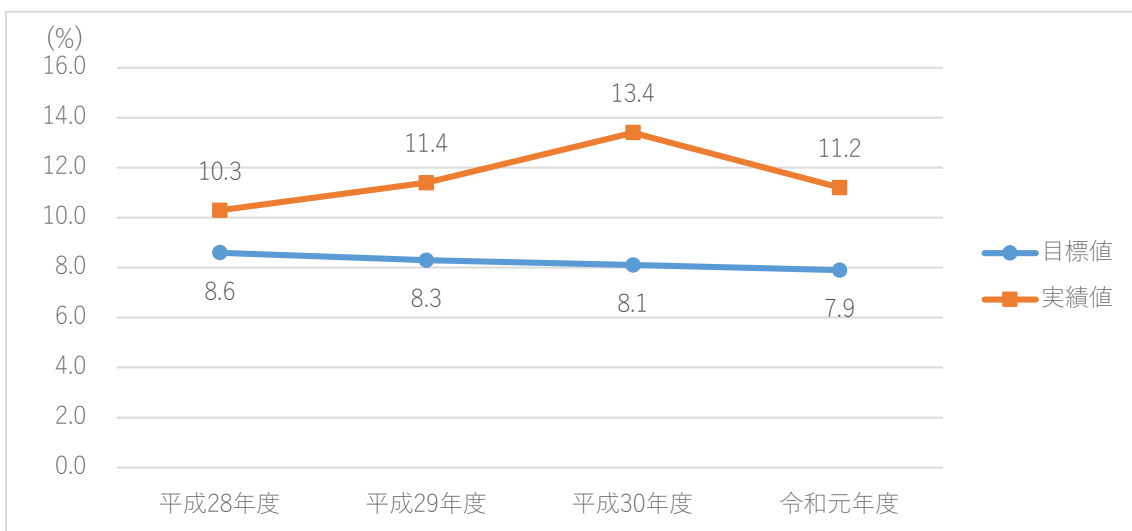
出典：健康福祉部 平成28年県民健康・栄養調査

（3）子どもの肥満

肥満傾向の出現率は、出現率が減少し、改善傾向が見られる年齢もありますが、全ての年齢において全国平均を上回っており、依然として課題となっています。

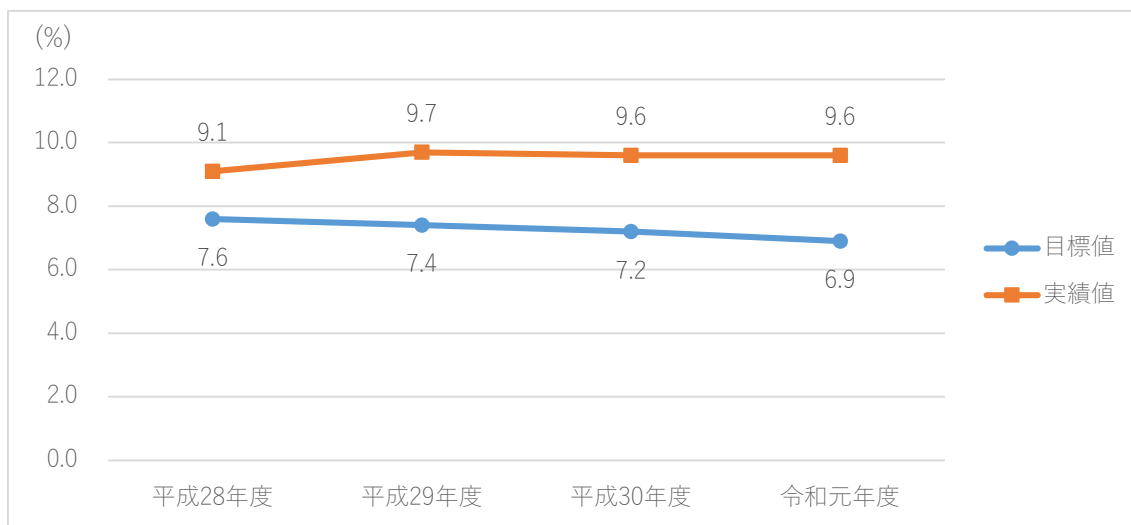
引き続き、学校、家庭及び関係団体が連携し、生活習慣の見直しや改善を図る取組を継続する必要があります。（学校における食育の推進、運動習慣の定着、医療機関との連携等）

肥満傾向児の出現率（小学生男子）



出典：文部科学省 学校保健統計調査

肥満傾向児の出現率（小学生女子）



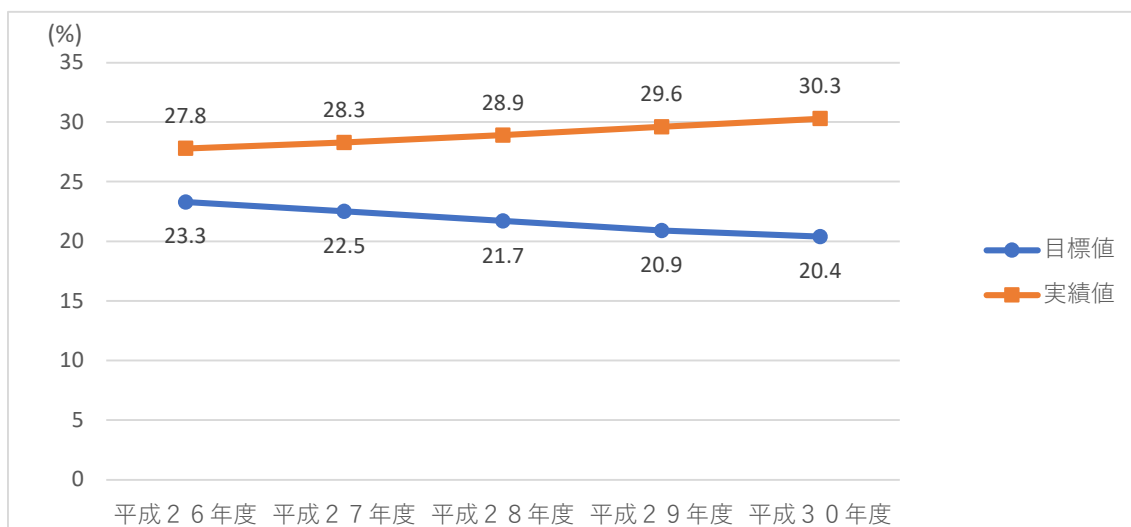
出典：文部科学省 学校保健統計調査

（４）メタボリックシンドローム

厚生労働省の特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータによると、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群者の割合は、平成30年度目標値20.4%に対し、30.3%と増加しており、策定時に比べ増加傾向にあります。

メタボリックシンドロームの判定基準となる、内臓脂肪の蓄積、高血糖、脂質異常、高血圧については、食生活を含めた生活習慣の改善が重要であり、引き続き働き盛り世代を中心とした普及・啓発を進める必要があります。

メタボリックシンドロームの該当者・予備群者の割合



出典：厚生労働省 特定健康診査・特定保健指導に関するデータ

3 食品の安全・安心と環境に関する理解の促進

〈第3期計画における主な取組〉

- ・関係者間で、地域の実情に応じた食育の推進について協議し、連携・協働体制を維持するため、食育地域ネットワーク会議を開催しました。
- ・食品安全に資する農業生産工程管理（GAP）への取組を推進しています。
- ・食品ロス削減月間（10月）に、ポスターによる普及啓発を行ったほか、食品ロス削減セミナーを開催し、家庭等における食品ロス削減の取組を促進しました。
- ・年末年始の宴会シーズンに、県庁内、市町村、民間企業、各種団体等へ、チラシや卓上ポップを配布し、「3010（さんまるいちまる）運動」を呼びかけました。
- ・幼稚園・保育所・認定こども園等の教職員等を対象とした研修の中で「食育・アレルギー対応」分野の研修を実施しました。
- ・生産者団体等と学校給食への地場農産物やその加工品の供給に向けて協議を進めました。
- ・学校給食調理員研修会を開催し、衛生管理の徹底や安心で安全な学校給食の提供について研修を実施しました。
- ・学校給食施設を訪問し、衛生管理の徹底について各自治体の担当者を含めた協議会を開催することにより、学校給食における危機管理意識の醸成を図りました。
- ・食品表示の適正化を図るため、食品表示に関するセミナー等を開催しました。
- ・地域毎に食品安全に関するセミナーや地域懇談会を開催し、食品安全に関する情報発信を行うとともに、関係者間で食品の安全・安心に係る取組の相互理解を図りました。

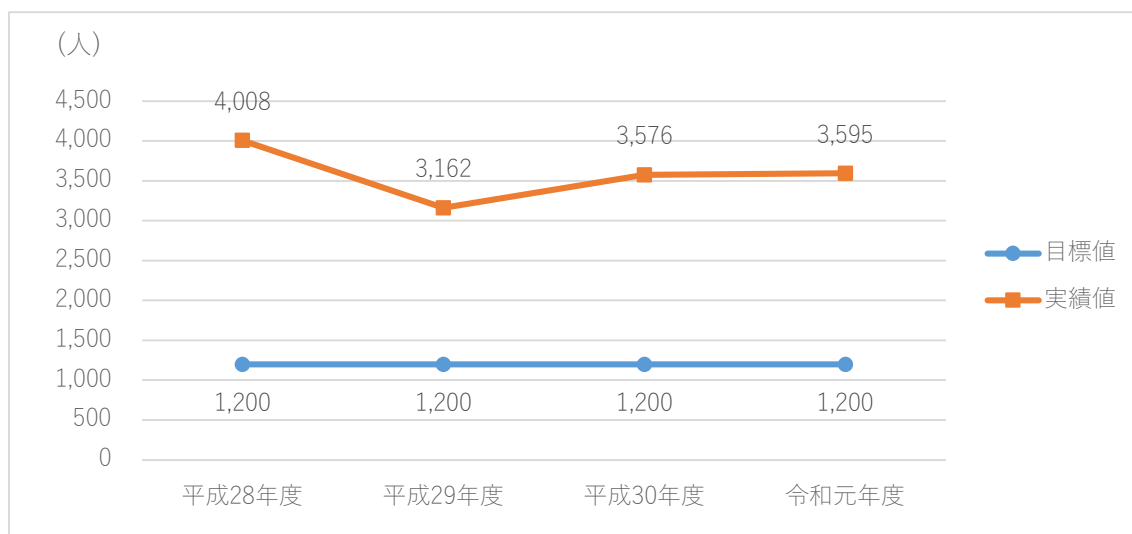
〈現状・課題〉

（1）食品の安全・安心

食品の安全・安心及び食品表示に関するセミナー等への参加者数は、第3期計画の目標値1,200人に対し、毎年度目標値を上回っています。

平成27年4月に施行された食品表示法については、新制度の普及啓発は一段落し、出前講座の開催等により個別的・専門的な内容の周知を図っていく必要があります。

食品の安全・安心及び食品表示に関するセミナー等への参加者

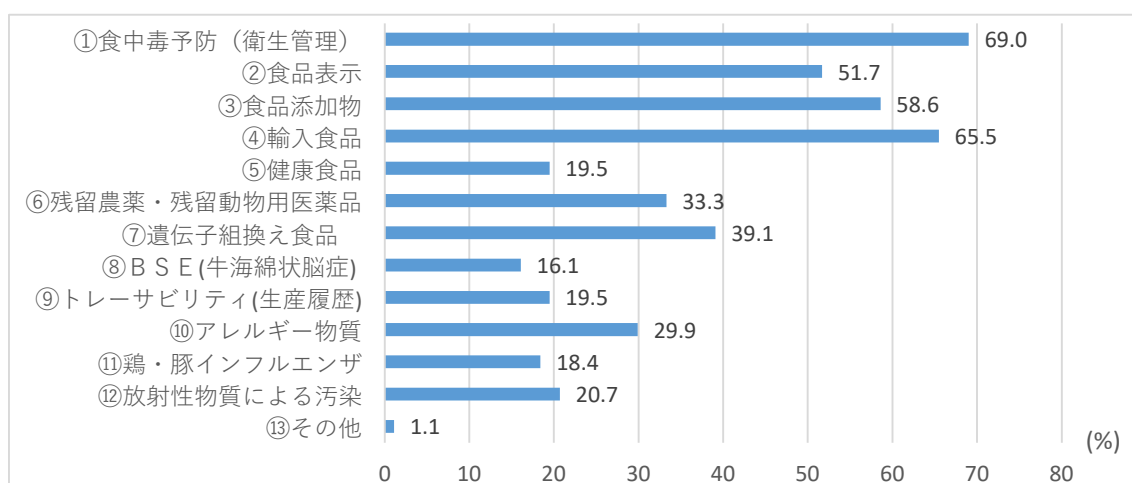


出典：生活環境部 食品の安全・安心に関するセミナー等への参加者数

毎年実施している食品安全に関するアンケート調査結果によると、依然として、残留農薬、食品添加物、輸入食品、健康食品による健康被害、放射性物質による食品の汚染などに関し、消費者の不安は解消されていない現状にあります。

これらの不安を解消するためには、生産から消費の各段階における食品安全に対する取組みや相互理解を深めることが重要であることから、関係者間におけるリスクコミュニケーションを図るなど、食品の安全安心に関する相互理解を推進していく必要があります。

食品の安全に関することについてどの分野に関心がありますか（複数選択可）



出典：生活環境部 令和2年度食の安全安心に関するアンケート調査

(2) 食品ロス

食品ロスを発生させることは、食品を生産・製造するために使用した資源やエネルギーを無駄にしてしまうだけではなく、それを処分するために新たな資源やエネルギーを使用することとなります。

日本では、食料を海外からの輸入に大きく依存している一方で、国の推計によると平成29年には年間612万トン（年間1人当たり48kg）もの食品ロスが発生しており、そのうち、おおよそ半分程度は、私たちの暮らしから生じています。

こうしたことから、「調理の際はできるだけ無駄」を少なくする工夫をするとともに、食事の際は食べ残しを減らすなど、日々の生活の中で自らができることを一人ひとりが考え、実践していく必要があります。

4 地域の特性・農産物等を活かした食育の推進

〈第3期計画における主な取組〉

- ・関係者間で、地域の実情に応じた食育の推進について協議し、連携・協働体制を維持するため、食育地域ネットワーク会議を開催しました。（再掲）
- ・子ども達に対して農業体験等を提供する取組団体への支援を実施しました。（再掲）
- ・地産地消の普及啓発と県内の農林水産業及び地場食材に関わる食品加工業者等とのネットワークの拡大を促進するため、あきた産デーフェアを開催しました。
- ・小学生以上の児童生徒を対象に、「米粉調理」などを通して食や農業に対する関心を高めてもらうプログラムを実施しました。
- ・一般県民を対象に、専門家の指導による「食と農」の魅力を伝える人材の育成を実施しました。
- ・学校食育指導協力者派遣事業を実施し、学校における食に関する指導の推進を図るため、県食育ボランティア等を食育指導協力者として学校に派遣しました。
- ・栄養教諭・学校栄養職員研修会等において、学校給食における地場産物の活用 の有用性をテーマに研修を実施しました。
- ・学校給食における地場産物の活用率が低い市町村を訪問し、担当者との協議を行いました。

〈現状・課題〉

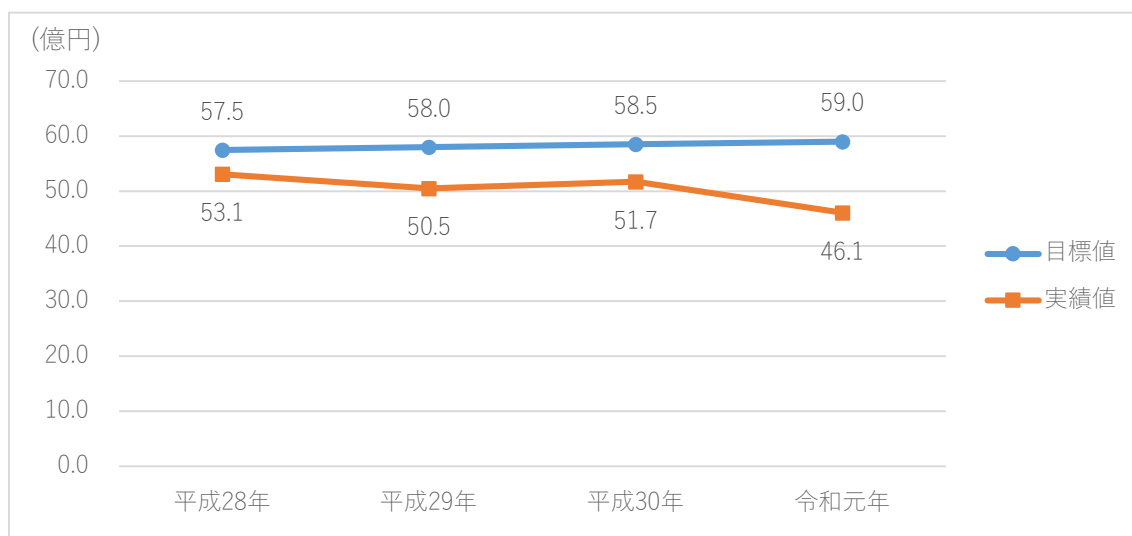
（１）地産地消

直売施設全体の販売額は年々増加傾向にありましたが、少子高齢化の影響により、令和元年度はやや減少に転じました。

しかし、売上上位の直売施設は年々売上を伸ばしておりさらなる販売額増加が見込めます。

今後は、高齢化に対応した出荷品・人手の確保策や次代の担い手育成に取り組む必要があります。

直売施設販売額



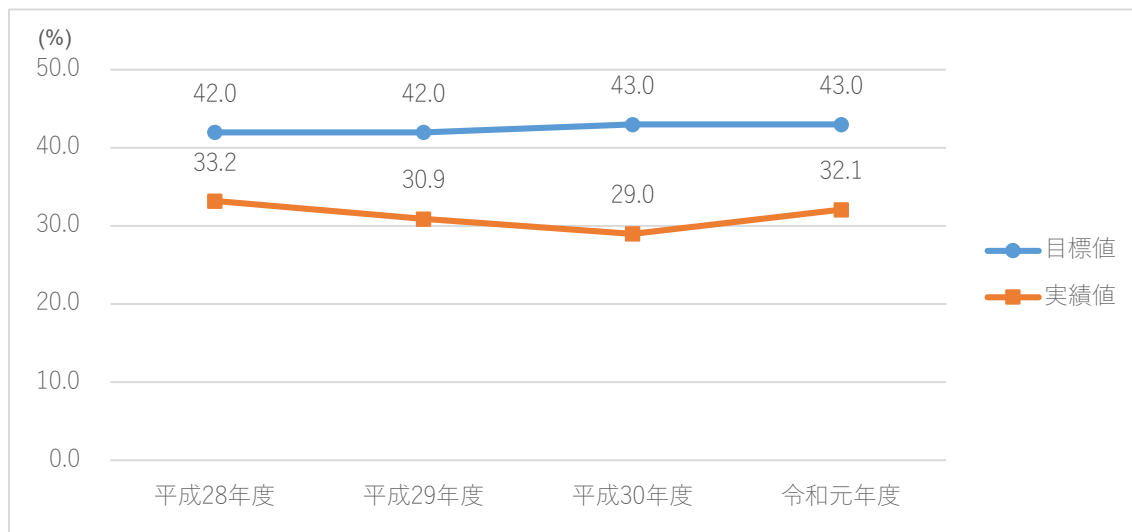
出典：農林水産部 農村女性による起業活動実態調査

（２）給食への地場産物の活用

学校給食に地場農産物を活用することについては、地域への理解を深めたり、生産者に対する感謝の心を育んだり、その教育的効果が認識されています。しかし、平成28年度実績分の調査から、活用率が40%を下回っており、市町村に行ったアンケートによれば、「地場産野菜の入手が困難」との回答が多くありました。

食材の安定的な確保のためには、学校（調理場）、生産者、市町村等が連携し、納入体制等を整備することが効果的との実践例があることから、こうした事例を地域の実情に応じて紹介したり、研究したりしていく必要があります。

学校給食における地場産農産物活用状況



出典：教育庁 学校給食物資使用調査

第5 食育推進の視点

食は、生きていく上での基本であり、食育は、知育、徳育及び体育の基礎となるものです。

食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、心身の健康増進と豊かな人間形成につながります。また、伝統的な食文化や環境に調和した食生活を習得し、生産者との交流を通して地場産物を活用することにより、地域への理解が深まるとともに、郷土愛が育まれ、地域の活性化につながるものです。

現在、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行している中で、外食をする機会が減少し、県内農水産物が影響を受ける一方で、家庭で食事をする機会が増加するなど、県民の食を巡る環境は大きく変化しており、「新しい生活様式」へ対応しながら食育を進める必要があります。

また、食品ロスは、事業コストや環境負荷の増大の観点から課題となっており、農林漁業者・食品関連事業者は、食品ロス削減に向けた取組を進めるとともに、消費者は食品ロス削減について理解するにとどまらず、可能なものから行動に移すことが求められていることから、食育により、食への感謝を深め、環境に配慮した食生活を推進する必要があります。

これらのことから秋田県では、「秋田の自然や風土に調和した健全で持続可能な食生活の実現」を目的として、新しい生活様式の中、家庭や地域、学校、職場等様々な場で、「秋田の食と環境」への理解と子どもから高齢者まで全世代の健康な食生活の実践に向けて、食育の取組を進めます。

第6 食育推進のための取組

第4期秋田県食育推進計画を進めるため、前述の視点を踏まえ、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」、「持続可能な食を支える食育の推進」を基本方針の大項目、「生涯を通じた食育の推進」、「食を通じた健康づくりの推進」、「食品の安全・安心と環境に関する理解の促進」、「地域の特性・農産物等を活かした食育の推進」を基本方針の中項目とし、食育を推進していきます。

また、基本方針に基づく9つの取組項目を柱として、家庭、幼稚園・保育所・認定こども園等、学校、農林漁業者、食品関連事業者、関係団体、市町村、県それぞれが実施主体となり、その役割に応じた食育の取組を進めていきます。

基本方針		取組項目
大項目	中項目	
生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進	1 生涯を通じた食育の推進	(1) 共食の推進
		(2) 朝食の摂取
		(3) 農業体験活動等の推進
	2 食を通じた健康づくりの推進	(1) 栄養・食生活の改善 (2) 職場における食育の推進
持続可能な食を支える食育の推進	3 食品の安全・安心と環境に関する理解の促進	(1) 食品表示・食品の安全性への理解の促進
		(2) 食品ロス削減に向けた取組の拡大
	4 地域の特性・農産物等を活かした食育の推進	(1) 地産地消の推進 (2) 生産者と消費者との交流

基本方針 1 生涯を通じた食育の推進

(1) 共食の推進

新しい生活様式への対応による家庭で過ごす時間を活用し、家族での料理や食事を通したコミュニケーションを推進するとともに、ひとり親世帯や単身高齢者など家庭での共食が難しい方へは、地域での共食の機会提供に向けた取組を支援します。

〈家庭〉

- ・あいさつを行う、食べ残しを減らすなど、食事のマナーを大切にします。
- ・家族や友人と一緒に調理や食事をする機会を増やします。

〈幼稚園・保育所・認定こども園等、学校〉

- ・毎日1回以上は、家族みんなで食事する機会を増やします。
- ・クラスでの昼食を通してみんなで食べることの楽しさを味わうことができる雰囲気づくりを大切にします。
- ・給食等の時間に一緒に食事をとることを通じて、食事のマナーを身に付け、コミュニケーションを図ることができるようにします。

〈関係団体〉

- ・高齢者等が食事を楽しみながら交流できる機会を提供します。

〈市町村〉

- ・乳幼児健康診査、幼児教室等で食育や食生活、栄養等に関する講習会や相談会を実施します。
- ・親子で一緒に給食を食べる、調理をするなど、親子で参加できる取組を支援します。

〈県〉

- ・家庭における孤食をなくし、家族一緒に食事を通して、食事の正しいマナーを身につけるなど、社会基盤となる家族の大切さを再認識してもらうための周知啓発を行います。
- ・家族で食事をするものの大切さや園での昼食を通してみんなで食べるものの楽しさについて、各園への訪問等を通して啓発します。
- ・子ども食堂等、食育につながる子どもの居場所づくりを行おうとしている団

体等に対して助言者を派遣するなどの支援を行います。

- ・家族や友人と一緒に食事をし、コミュニケーションを図ることの大切さを啓発します。

（２）朝食の摂取

規則正しい食生活の形成に向け、早寝早起きによる生活リズムを整えることと朝食摂取の大切さについて、理解を深める取組を推進します。

〈家庭〉

- ・早寝早起きを実践し、毎日バランスの良い朝食を食べます。
- ・親と子ども等が一緒になり、早寝早起きや朝食をとることなど、基本的な生活習慣づくりへの意識を高めます。

〈幼稚園・保育所・認定こども園等、学校〉

- ・朝食の摂取について、園だよりや献立表等の配布や保護者会等を活用して呼びかけます。
- ・食事を規則正しく３食とるなど、望ましい生活習慣を形成し、食の自己管理能力を身に付けることができるようにします。

〈関係団体〉

- ・学校や職場で朝食や主食・主菜・副菜を組み合わせた食事をとりやすくする等、健全な食生活の実践に向けた環境づくりを進めます。

〈市町村〉

- ・乳幼児健康診査、幼児教室等での食育や食生活等に関する講習会等の実施や、幼稚園・保育所・認定こども園等の連携により、朝食を摂取することの大切さについて推進します。

〈県〉

- ・ごはん食の推進と、朝食の欠食防止を呼びかける啓発事業を実施します。
- ・朝食と健康な体の関連について、訪問等を通して啓発します。
- ・秋田県民の食生活指針に基づき、朝食の摂取について啓発します。

（３）農業体験活動等の推進

食に関する知識や理解を深めるため、農林漁業者、食品製造事業者、食育ボランティア等による農業体験、食品製造施設見学、調理体験等の体験活動の取組を進めます。

〈家庭〉

- ・地域の行事やイベント、幼稚園・保育所・認定こども園等が行う食に関する活動に、家族みんなで積極的に参加することを推進します。
- ・農業体験に参加し、食の大切さや感謝の気持ちを学びます。

〈幼稚園・保育所・認定こども園等、学校〉

- ・園庭や畑（地域資源の活用）での栽培体験を行います。
- ・地域の生産者団体等と連携しながら栽培学習や料理調理作業学習等を通して食育に取り組み、食べ物への興味・関心や食べ物を大切にする気持ちを育てます。

〈農林漁業・食品関連事業者〉

- ・農林漁業者などが農作業等の体験の機会を提供します。

〈関係団体〉

- ・秋田県農山漁村生活研究グループ協議会が、郷土料理や行事食について継承活動を実施します。
- ・農業体験の受入に取り組む団体などが農作業等の体験の機会を提供します。
- ・食育ボランティアが、料理教室などを開催し、調理方法や栄養バランスなどの情報提供などを行います。

〈市町村〉

- ・幼稚園・保育所・認定こども園等や地域と連携して季節の農産物を育て、収穫するなど農業体験を推進します。また、給食の食材として活用するなど、食べ物への関心を高めていきます。

〈県〉

- ・農業科学館において、「食と農」の魅力を伝える人材の育成や農業体験を実施します。
- ・地域住民等を対象とした農業体験活動などの取組を支援します。

基本方針 2 食を通じた健康づくりの推進

(1) 栄養・食生活の改善

健康寿命の延伸、肥満・生活習慣病の予防に向けて、減塩や野菜・果物摂取や歯科保健に関する取組を推進するとともに、子どもの頃からのごはん食を中心としたバランスの良い食事の定着に向けた取組を推進します。

〈家庭〉

- ・栄養に関する知識を習得し、減塩や野菜摂取などを意識しながら食事をします。
- ・学校を通じて、食育の重要性や適切な栄養管理に関する知識を得るなど、子どもの望ましい食習慣の形成に努めます。

〈幼稚園・保育所・認定こども園等、学校〉

- ・給食や補食を中心とした望ましい食習慣の育成を図ります。
- ・薄味や素材の味を知る「味覚」を育みます。
- ・園だよりや給食の献立表を通して、栄養バランス等の情報提供や自園での取組を紹介します。
- ・望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付けることができるようにします。

〈関係団体〉

- ・米穀販売業者、集荷団体等によるごはん食推進会議での活動により、ごはん食の推進に取り組みます。
- ・食育ボランティアが、地域住民を対象に、食の大切さや健康に配慮した食生活についての学習会や料理教室を開催します。
- ・「食育ガイド」や「食事バランスガイド」を通じて、一人一人が自ら食育に関する取組を実践できるよう、引き続き普及啓発に努めます。

〈市町村〉

- ・乳幼児健康診査や特定健康診査、介護予防教室などの機会を通じて、食生活指導等を行います。

〈県〉

- ・ごはん食推進会議として、毎月第3日曜日を「ごはんの日」と定め、ごはん

食を中心とした健康的な食生活を県民に広く周知します。

- ・日々の遊びにおける健康な体と食育の関連を意識できるように各園への訪問等を通して呼びかけます。
- ・薄味で素材のおいしさを味わうことを知ることを啓発します。
- ・秋田県民の食生活指針に基づき、主食・主菜・副菜がそろった食事や減塩、野菜摂取などの望ましい食生活の普及啓発を行います。
- ・味噌汁の塩分濃度測定による減塩意識の啓発及び健康な食事メニュー認証制度により、食生活改善の取組を推進します。
- ・災害時における、栄養・食生活支援に関する取組を進めます。
- ・生涯にわたって自分の歯で食べる楽しみを享受できる生活の実現を目指して、各ライフステージに対応した歯科口腔保健対策を推進します。
- ・オーラルフレイル予防の取組により、高齢者へ歯と口腔の機能を維持する大切さを啓発します。

（２）職場における食育の推進

従業員やその家族が健康な食生活を実践するため、職場において食育に取り組みやすい環境づくりを推進します。

〈家庭〉

- ・減塩や野菜摂取など健康に配慮した食事をします。
- ・健康診断（健康診査）や保健指導等の機会を通じて、普段の食生活を見直します。

〈関係団体〉

- ・食育ボランティアが事業所等へ訪問し、減塩や野菜摂取等望ましい食生活について啓発します。
- ・従業員やその家族（被扶養者）を対象に、保健指導を実施し、食生活を含めた生活習慣の改善を支援します。

〈県〉

- ・秋田県版健康経営優良法人の認定や出前講座等により従業員とその家族を含め、職場ぐるみで健康な食生活を実践できるように支援します。

基本方針 3 食品の安全・安心と環境に関する理解の促進

(1) 食品表示・食品の安全性への理解の促進

食品の生産者・加工者による食品の安全性確保に向けた取組を進めるとともに、食品表示や食品の安全性に関する研修・意見交換等により、食品の安全・安心への理解を促進します。

〈家庭〉

- ・食品の産地、栄養、添加物などの表示を理解し、食品の正しい選択ができるようにします。

〈幼稚園・保育所・認定こども園等、学校〉

- ・正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付けることができるようにします。
- ・農業高校において、GAPの学習や取組を推進します。

〈農林漁業・食品関連事業者〉

- ・HACCPの考え方に沿った衛生管理の導入を推進することにより、食品の安全性の確保を図ります。
- ・農産物の安全を確保し、よりよい農業生産を実現するため、GAPの取組を推進します。

〈関係団体〉

- ・安全・安心な食材を提供するとともに、食品表示の正しい理解や、安全な食品の選択に関する情報を提供します。

〈市町村〉

- ・県と連携しながら、食品安全地域懇談会を開催し、食品衛生思想の普及に努めます。

〈県〉

- ・県産農産物の放射性物質検査を行い、農産物の安全性を確認し、県民へ情報発信します。
- ・様々な広報媒体を活用し、食品の安全に関する正確な情報の提供に努めます。
- ・食品の安全・安心及び食品表示に関するセミナー等を開催します。

- ・適正な食品表示の啓発を推進します。
- ・食品の安全及び食品表示に関する相談体制を充実強化します。
- ・食品衛生講習会の実施により食品安全に関する知識の普及啓発を図ります。
- ・食品、米、加工品、牛肉の生産から加工・流通などの過程を明確にするトレーサビリティを確保します。
- ・幼稚園・保育所・認定こども園等の教職員等を対象とした研修会を企画、実施します。
- ・GAP制度の普及やGAP指導員育成のための研修会等を開催します。
- ・有機農産物・特別栽培農産物などの生産による環境保全型農業について、国、市町村と連携しながら生産者を支援し、取組を進めます。

（２）食品ロス削減に向けた取組の拡大

農林漁業者・食品関連事業者において、事業活動による食品ロス削減に向けた取組を進めるとともに、消費者に対しては、食品ロス削減の重要性について普及・啓発し、社会的な取組として食品ロスの削減を推進します。

〈家庭〉

- ・食べ残しなどの食品ロスを削減するための取組を実践します。
- ・「いただきます」、「ごちそうさま」のあいさつや「もったいない」の意識により、食への感謝を深めます。

〈幼稚園・保育所・認定こども園等、学校〉

- ・食育の一環として、食べ物を大事にする心情の育成を図ります。
- ・食品ロスの視点を含めて、環境や資源に配慮した食生活について考え、発達段階に応じて実践することができるようにします。

〈農林漁業・食品関連事業者〉

- ・農林漁業者や食品加工事業者は、所得向上のため、農産物の規格外品等の有効活用に努めます。

〈市町村〉

- ・食品ロスを削減するための普及啓発活動を実施します。

〈県〉

- ・食品ロスを削減するための普及啓発活動を実施します。

基本方針 4 地域の特性・農産物等を活かした食育の推進

（１）地産地消の推進

旬の食材、伝統食材など地域の農産物や加工品の消費・活用を進めるとともに、郷土料理教室の開催や給食等での郷土料理の提供により、地域の食文化の継承を図ります。

〈家庭〉

- ・地産地消の普及啓発イベント等に参加し、県産食材を使用することを理解します。
- ・農業体験に参加し、旬の食材や地域の農産物の理解を深め、食の大切さや関心を高めます。

〈幼稚園・保育所・認定こども園等、学校〉

- ・地域でとれた食材を給食や補食で活用します。
- ・収穫体験等で実際に収穫した食材を給食に活用し、食べ物への関心を高めます。
- ・給食の献立に地域の地場産食材や郷土料理を取り入れ、地域の伝統的な食文化や食に関わる歴史等の理解を深めることができますようにします。

〈農林漁業・食品関連事業者〉

- ・新たな商品開発や経営指導などの支援を活用し、県産農林水産物の魅力向上を図るとともに、安定的な生産活動の継続と農家所得の向上を目指します。
- ・県が実施するイベントにブースを出展し、県産農林水産物や県産食材を使用した加工品を販売することにより、地場農産物の消費拡大を図ります。
- ・学校給食における地域のニーズを把握し、安定的な食材の供給を図るとともに、農林水産物のカットや加熱・冷凍等の一次加工品の供給により、定量的な供給を目指します。

〈関係団体〉

- ・地域の食文化継承のため、郷土料理や行事食について、各地区で技術研修会を開催します。

〈市町村〉

- ・地元で採れた農産物を食材として活用し、給食で提供します。

- ・地域の伝統食材や郷土料理などの食文化について、調理や食事の体験を通して、継承していく取組を支援します。
- ・学校給食関係者と生産者との話合いの場をコーディネートするなど、安定的な食材の供給体制を構築します。

〈県〉

- ・県産農林水産物や加工品の販売等を行うイベントを開催し、県民への地産地消の普及促進を図ります。
- ・直売施設の経営改善や意識改革により、出荷者が多様な需要に応えることができるよう多品目の生産に取り組むとともに、出荷品の確保を図り、地域の農産物の消費拡大につなげる取組を進めます。
- ・幼稚園・保育所・認定こども園等の関係者へ地産地消の推進に関する啓発を行います。
- ・地域住民等を対象とした農業体験活動などの取組を支援します。
- ・学校給食における地場産物活用率をまとめ、活用率の高い市町村や先進地の取組を紹介するなど、地域の実情に応じた取組の充実を図ります。

（２）生産者と消費者との交流

生産者と消費者が顔の見える関係を築くため、交流する機会を創出するとともに、食育に取り組む関係者間で情報共有し、食育推進に向けた連携を強化します。

〈家庭〉

- ・生産者との交流を通して、農産物の生産過程や、商品の良さをより理解することで、県産農産物への関心を高めます。

〈幼稚園・保育所・認定こども園等、学校〉

- ・苗植えや収穫体験などの直接的な体験を大切にした交流を通した園外保育を企画、実施します。
- ・地域でとれた旬の食材についての関心を高め、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心を育てます。

〈農林漁業・食品関連事業者〉

- ・ 県が実施するイベントにブースを出展し、来場者との交流を通して、消費者のニーズを知るだけでなく、消費者の信頼を得ることにも繋がります。
- ・ 農林漁業者などが農作業等の体験の機会を提供します。

〈関係団体〉

- ・ 農業体験の受入に取り組む団体などが農作業等の体験の機会を提供します。
- ・ 食育関係団体相互の交流活動により情報交換などを行います。

〈市町村〉

- ・ 地域の実態を踏まえ、特性を生かした市町村食育推進計画を策定し、食育を推進します。
- ・ 地域住民や食育関係団体による自主的な取組を支援します。
- ・ 生産現場の見学や収穫体験等、五感を生かしながら生産者と直接触れ合う機会を大切にします。

〈県〉

- ・ 県産農林水産物や加工品の販売等を行うイベントを開催し、食品加工業者等、関係者間の連携の強化だけでなく、食品加工業者と来場者との交流にも繋がります。
- ・ 直売施設の魅力向上により時代の担い手確保に取り組めます。
- ・ 効果的な取組を紹介しながら交流の良さを各園の訪問等を通して啓発します。
- ・ 農産物のオーナー制度等による消費者との交流活動などの取組を支援します。
- ・ 県内の子ども食堂等を実施する団体等のネットワーク化を推進し、相互の連携による生活困窮家庭等の子どもに対する食支援の全県的な展開を目指します。
- ・ 市町村食育推進計画策定や円滑な推進について支援します。

第 7 推進の指標

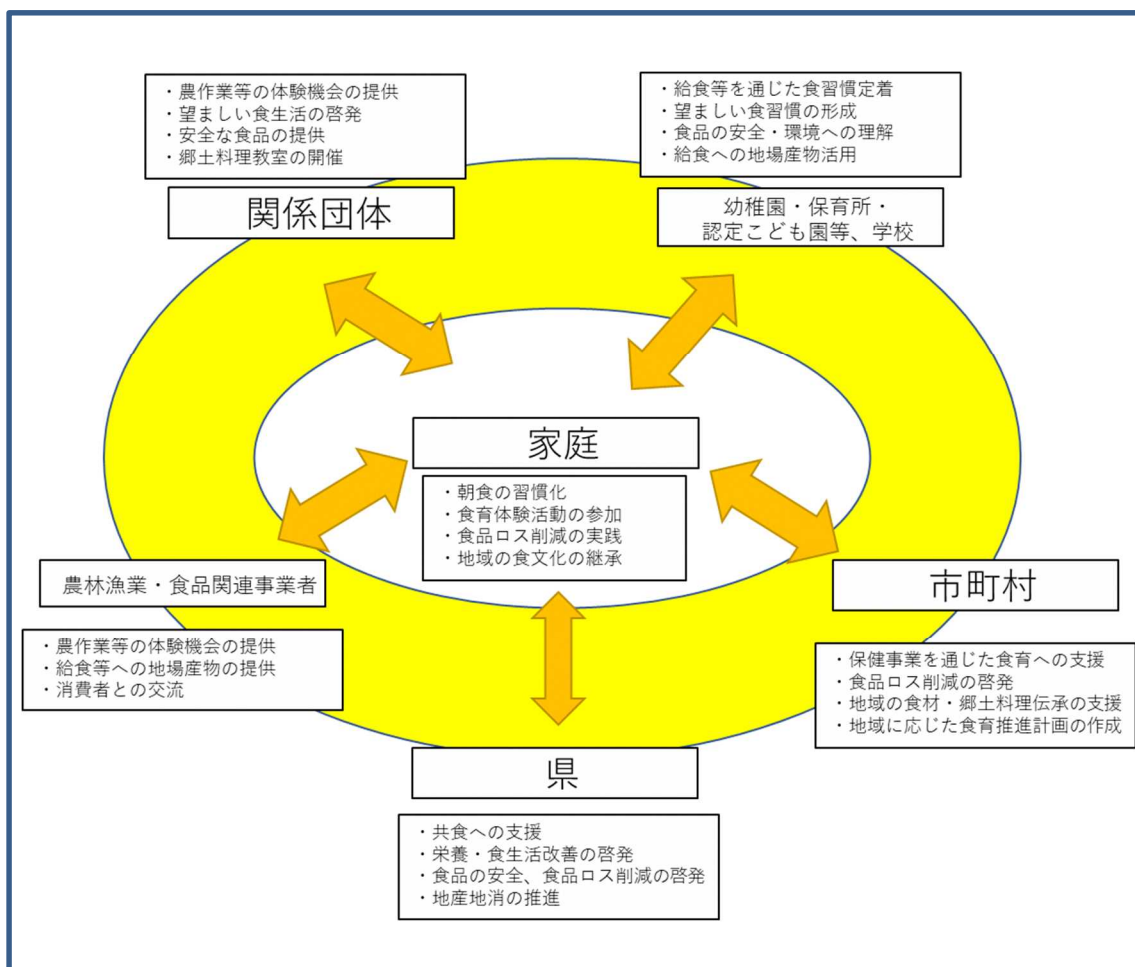
第 3 期秋田県食育推進計画における現状・課題を踏まえ、第 4 期秋田県食育推進計画の取組について、進捗状況を管理するため、次の 13 の指標項目及び目標値を設けました。

No.	項目	単位	現状値	第3期目標	第4期目標					出典
			R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
基本方針1 生涯を通じた食育の推進										
1	1日1回はみんなで食事をする割合 [対象:子育て世代]	%	97.1	98.0	98.0	98.5	99.0	99.5	100	食育に関するアンケート調査 (健康福祉部)
2	[対象:小学5・6年生] 朝食を毎日食べる割合	%	88.9	96.5	90.0	91.0	91.0	92.0	92.0	児童生徒のライフスタイル調査 (教育庁)
	[対象:中学生]		85.9	93.5	88.0	89.0	89.0	90.0	90.0	
3	農業体験学習の実施率 [対象:幼稚園・保育所・認定こども園、小学校]	%	96.3	100	100	100	100	100	100	県内の幼稚園・保育所・認定こども園・小学校における農業体験状況調査(農林水産部)
4	食育ボランティアが行う食育活動への参加人数 (年間)	人	25,767	-	26,000	26,500	27,000	27,500	28,000	食育ボランティア活動実績報告 (健康福祉部)
基本方針2 食を通じた健康づくりの推進										
5	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の者の割合 [対象:子育て世代]	%	56.6	68.9	72.2	80.0	R5年度策定予定の次期健康増進計画の目標指標により決定			食育に関するアンケート調査 (健康福祉部)
6	食塩の摂取量(人／日) [対象:成人]	g	10.6 (H28)	8未満	8未満	8未満	R5年度策定予定の次期健康増進計画の目標指標により決定			県民健康・栄養調査(健康福祉部)
7	野菜の摂取量(人／日) [対象:成人]	g	276.3 (H28)	350以上	350以上	350以上	R5年度策定予定の次期健康増進計画の目標指標により決定			県民健康・栄養調査(健康福祉部)
8	[対象:小学生男子] 肥満傾向児の出現率	%	11.2	7.6	7.3	7.2	7.2	7.1	7.1	学校保健統計調査(文部科学省)
	[対象:小学生女子]		9.6	6.7	6.3	6.2	6.2	6.1	6.1	
9	メタボリックシンドロームの該当者及び予備群者の割合 [対象:40～74歳]	%	30.3 (H30)	19.3	22.8	20.9	R5年度策定予定の次期健康増進計画の目標指標により決定			特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ(厚生労働省)
基本方針3 食品の安全・安心と環境に関する理解の促進										
10	食品の安全・安心及び食品表示に関するセミナー等への参加者(年間)	人	3,595	1,200	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	食品の安全・安心及び食品表示に関するセミナー等への参加者 (生活環境部)
11	食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	%	90 (R3)	-	-	-	-	-	-	食品ロスに関する県民意識調査(生活環境部) ※秋田県食品ロス削減推進計画ではR12年度目標を100%としている。
基本方針4 地域の特性・農産物等を活かした食育の推進										
12	学校給食における地場農産物活用状況 [対象:野菜15品目重量割合]	%	32.1	44.0	33.0	34.0	34.0	35.0	35.0	学校給食物資使用調査(教育庁)
13	直売施設販売額(年間)	億円	46.1	59.5	46.9	47.7	48.4	49.2	50.0	農村女性による起業活動実態調査(農林水産部)

第8 食育の推進体制

食育は、関係する分野が多岐にわたることから、効果的に推進していくために、家庭をはじめ、保育・教育関係者、農林漁業・食品関連事業者、関係団体、市町村、県など、様々な主体が、その役割に応じて取組を進めていきます。

また、各食育推進主体が、主体的に、かつ連携・協働しながら県民運動を進めることができるよう取り組んでいきます。



県では、食育の推進を行う関係者が連携して取り組む場として、食育に関する有識者等で構成する「食の国あきた」推進会議を設置しており、計画の進行管理や計画に基づく各実施主体での取組について協議します。

用語解説

① メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）【P 1, 11 ほか】

メタボリックシンドロームは、内臓脂肪型肥満に高血糖、高血圧、脂質異常のうち2つ以上を合併した状態をいい、1つを合併した状態は「予備群」といいます。放置すると、動脈硬化の原因となり、脳卒中・心筋梗塞・糖尿病などに進行する危険性が高まります。

② SDGs（エスディーズ）【P 1】

SDGs（Sustainable Development Goals：持続開発可能な目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17の目標（ゴール）・169の具体的な目標（ターゲット）から構成され、経済・社会・環境を巡る広範な課題について、すべての関係者が役割を持ち、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指すものです。



③ 食品ロス【P 1, 14 ほか】

本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことをいいます。食品ロスの約半分は家庭から生じています。

④ エシカル消費【P 3】

よりよい社会に向けて、人や社会、環境、地域に配慮した商品やサービスを選んで消費することです。

⑤ 共食【P 4, 18ほか】

“誰かと一緒に食事をする事”。 “誰か”には、家族全員、家族の一部（親など）、友人、親戚などが含まれます。

⑥ 食育ボランティア【P 6, 14ほか】

地域の食文化や農産物、自然などに触れ合う機会や学習の場の提供、心身の健康を増進するための食生活や食品の安全性についての情報提供などのボランティア活動を行う人や団体です。

⑦ 地産地消【P 7, 15ほか】

国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）を、その生産された地域内において消費する取組。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組などを通じて、6次産業化にもつながるものです。

※6次産業化：農山漁村の活性化のため、地域の第1次産業（生産）とこれに関連する第2次（加工）、第3次産業（販売等）に係る事業の融合等により、地域の資源を有効活用し、新しい産業やサービスを生み出していくことです。

⑧ 肥満傾向児【P 10】

肥満傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が20%以上の者を指します。

肥満度＝（実測体重－身長別標準体重）／身長別標準体重×100（%）

⑨ 特定健康診査・特定保健指導【P 11】

特定健康診査・特定保健指導は、市町村の国民健康保険や健康保険組合などの医療保険者に義務づけられているものです。40歳～74歳の医療保険加入者を対象として行われています。特定健康診査はメタボリックシンドロームに照準を絞った点に特徴があり、「メタボ健診」ともいわれます。特定健康診査の結果、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人に対しては、保健師、管理栄養士といった健康づくりの専門家が、生活習慣の改善に向けた支援（特定保健指導）を行います。

⑩ GAP (ギャップ) 【P 12, 24ほか】

GAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。食品安全だけでなく、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理に関する取組を行い、これらの取組状況を記録簿や掲示物によって確認・表示しながら、農業活動を改善し、より良い農業経営を実現するものです。

⑪ 3010 (さんまるいちまる) 運動【P12】

宴会時の最初の30分と最後の10分に、料理を楽しむ時間を設け、おいしく食べきることを呼び掛ける取組です。

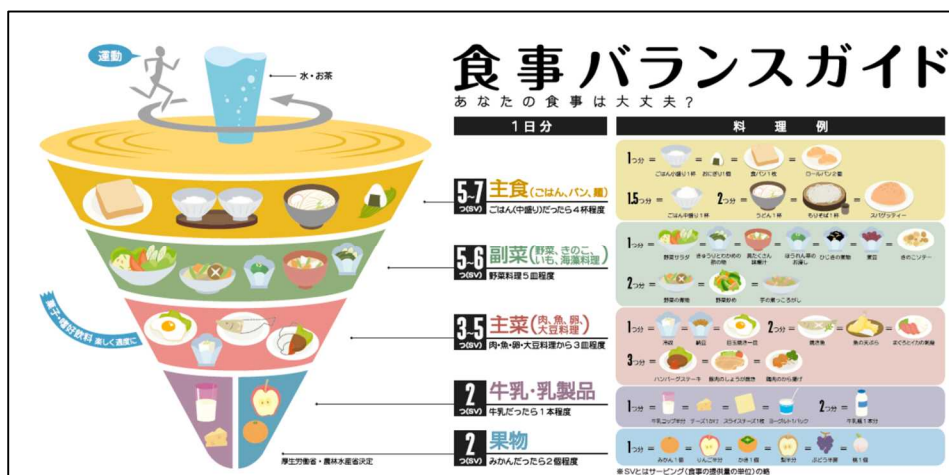
⑫ 子ども食堂【P 19, 28】

地域のボランティアが子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組。子どもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組も含まれます。

⑬ 食事バランスガイド【P 22】

1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかをコマのイラストで示したものです。

毎日の食事を5つの料理グループ（主食、副菜、主菜、牛乳・乳製品、果物）に区分し、グループをどれだけ食べたらいいかを、1つ、2つ・・・と「つ（SV）」という単位で数えます（SV：サービング（料理の単位）の略）。水・お茶などの水分は、食事に欠かせないものとしてコマの軸、菓子・嗜好飲料は、食生活における楽しみとしてコマを回すヒモで表現し、運動によりコマが回転することで、食事と運動のバランスの重要性を示しています。コマのイラストで示すことにより、食事のバランスが悪くなるとコマの回転が倒れてしまうことを表しています。



⑭ オーラルフレイル【P 2 3】

加齢に伴う口腔機能の軽微な低下や、それによる食の偏りなどを含む、身体の衰え（フレイル）の一つです。健康と機能障害との中間にあり、可逆的であることが大きな特徴の一つです。

滑舌低下、食べこぼし、僅かなむせや、噛めない食品の増加など、些細な症状を見逃さず、早めに気づき適切な対応をすることで、より健康に近づきます。

⑮ 秋田県版健康経営優良法人認定制度【P 2 3】

働き盛り世代への健康づくりを推進するため、従業員等の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する「健康経営」に積極的に取り組んでいる法人を知事が認定し、健康づくりの取組を支援する制度です。

※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標

⑯ HACCP（ハサップ）【P 2 4】

HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point の略）による衛生管理は、国連食糧農業機関（FAO）と世界保健機構（WHO）の合同機関であるコーデックス委員会が推奨している手法です。

具体的には、食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法です。

令和3年6月からは、原則として全ての食品等事業者が、HACCPに沿った衛生管理に取り組むことになっています。

⑰ トレーサビリティ【P 2 5】

食品の安全を確保するために、栽培や飼育から加工・製造・流通などの過程を明確にすること。また、その仕組み。

食育基本法 (平成十七年法律第六十三号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を
培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、す
べての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことがで
きるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、
何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であつて、
知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験
を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実
践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、
食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、
心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身
体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々
は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の
偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加
え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、
「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、
「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められてい
る。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域
の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育
て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・

対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県食育推進計画）

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

（市町村食育推進計画）

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

（家庭における食育の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教

育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

（食文化の継承のための活動への支援等）

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進）

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及

び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

- 2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
- 二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

- 2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

「食の国あきた」推進会議設置要綱

(目 的)

第1 自然や風土に調和した豊かな食生活を実現するため、食育の充実、地域の食文化の伝承と創造、地産地消の推進などを柱とした「食の国あきた」推進運動を県民運動として推進することとし、その推進について関係者が連携して取り組むための場として、「食の国あきた」推進会議（以下「推進会議」という。）を設置することとする。

(所 掌)

第2 推進会議は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 食育の推進に関すること。
- (2) 地域の食文化の伝承と創造に関すること。
- (3) 地域の特色ある農産物の生産販売支援に関すること。
- (4) 地産地消の推進に関すること。
- (5) その他、食の国あきた推進運動の推進に関すること。

(組 織)

第3 推進会議は、委員20人以内で構成する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 推進会議の委員は、別表1に掲げる機関・団体等の職にある者を充て、健康福祉部長が委嘱する。
- 4 推進会議には会長をおく。
- 5 会長は委員の互選によって選出する。

(会 議)

第4 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 推進会議は会長が座長として、会議を総理する。
- 3 やむを得ない理由により、会議に出席できない委員は、その指名する者を代理人として出席させることができる。
- 4 会長は審議のために必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴することができる。

(幹事会)

第5 推進会議には幹事会を置き、推進会議に付議する議案を審議する。

- 2 会長は必要に応じて幹事会を開催し、推進会議に代えることができる。
- 3 幹事会は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は健康づくり推進課長をもって充てる。

(庁内連絡会議)

第6 幹事会に庁内連絡会議を置き、推進会議の所掌事項について具体的な調査検討を行うものとする。

(事務局)

第7 推進会議の事務局は健康づくり推進課に置く。

(その他)

第8 この要綱に定めるものの他、推進会議の運営に必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

改 正	平成18年	4月	3日
	平成19年	4月	2日
	平成20年	4月	1日
	平成22年	10月	27日
	平成23年	4月	1日
	平成24年	4月	1日
	平成25年	4月	1日
	平成26年	4月	1日
	平成27年	4月	1日
	平成27年	9月	25日
	平成29年	4月	1日
	平成29年	7月	25日
	平成30年	9月	7日
	平成31年	4月	1日
	令和 2年	9月	16日

別表 1 (第 3 関係)

	構 成 団 体	備 考
1	秋田県生活協同組合連合会	
2	秋田県 P T A 連合会	
3	秋田県学校給食協議会	
4	秋田県保育協議会	
5	公益社団法人秋田県栄養士会	
6	あきた食品振興プラザ	
7	秋田県学校保健連合会	
8	一般社団法人秋田県歯科医師会	
9	公益社団法人秋田県食品衛生協会	
1 0	秋田県農業協同組合中央会	
1 1	秋田県農業士連絡協議会	
1 2	秋田県農山漁村生活研究グループ協議会	
1 3	秋田県食生活改善推進協議会	
1 4	聖霊女子短期大学	
1 5	株式会社秋田魁新報社	
1 6	秋田県市長会	会長市担当部長
1 7	公 募	

別表 2 (第 5 関係)

	構 成 団 体	職 名	備 考
1	教育庁幼保推進課	課 長	
2	教育庁生涯学習課	課 長	
3	教育庁保健体育課	課 長	
4	あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課	課 長	
5	健康福祉部地域・家庭福祉課	課 長	
6	健康福祉部健康づくり推進課	課 長	
7	生活環境部県民生活課	課 長	
8	生活環境部生活衛生課	課 長	
9	生活環境部温暖化対策課	課 長	
1 0	農林水産部農林政策課	課 長	
1 1	農林水産部農業経済課	課 長	
1 2	農林水産部農山村振興課	課 長	
1 3	農林水産部水田総合利用課	課 長	

